平成２４年（フ）第１２３２号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番42―305号
債務者　加藤　晴美
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４２号
岡山市東区西大寺松崎171番地２ヴァイナリーヒルズＣ―102、旧住所岡山市北区平野510番地４メゾン庭瀬Ｃ―103
債務者　富岡　　牧（旧姓舛田）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４８３号
愛知県刈谷市一ツ木町３丁目14番地３　エステートＮＯＮ202号
債務者　木下　純子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月４日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２９９号
東京都町田市本町田2533番地公社住宅ハ１―309
債務者　木下　英子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３４５号
東京都三鷹市牟礼７丁目３番７号日新荘Ｂ―205
債務者　礒　　榮子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２４２号
沖縄県沖縄市山里１丁目６番39号　要方
債務者　久高　真澄
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第６９０号
静岡市清水区弥生町４番25号
債務者　藤田　　忠
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６９１号
静岡市清水区弥生町４番25号
債務者　藤田きよし
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７２号
東京都昭島市玉川町３丁目３番17―305号
債務者　菊川千賀子
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５７５号
静岡県浜松市北区都田町7548番地の33の２ココスⅡ403号
債務者　糸岡　則良
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第７２８号
栃木県芳賀郡芳賀町大字与能1070番地１
債務者　齋藤　月枝（旧姓安田・小野）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１３２０号
東京都小平市小川町１丁目89番地の２　１―106号
債務者　星野　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２７７号
茨城県つくば市高崎720番地
破産者　株式会社石茂商店
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２０１２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字目沼161
破産者　株式会社カテリーナデメディチ・アジア
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０１３号
神奈川県相模原市南区大野台２丁目26番31号
破産者　株式会社カテリーナ・ファクトリー
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３１号
埼玉県川口市大字安行領家257番地の10
破産者　株式会社コジマ内装
1　決定年月日　平成24年12月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
埼玉県川越市大字鯨井1125番地
破産者　有限会社中ノ瀬工業
1　決定年月日　平成24年12月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部